

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（平成12年岩手県規則第99号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>覚せい剤取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務の廃止の届出)</p> <p>第2条 法第9条第2項又は第3項及び第30条の4第1項の届出は、<u>覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）業務廃止届</u>（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p>(事故の届出)</p> <p>第6条 法第23条又は法第30条の14の届出は、<u>覚せい剤（原料）事故届</u>（様式第5号）により行わなければならない。</p> <p>(指定の失効に伴う報告)</p> <p>第7条 法第24条第1項及び法第30条の15第1項の報告は、<u>指定失効等に伴う覚せい剤（原料）所有数量報告書</u>（様式第6号）により行わなければならない。</p> <p>2 法第24条第2項又は法第30条の15第2項の報告は、<u>指定失効等に伴う覚せい剤（原料）譲渡報告書</u>（様式第7号）により行わなければならない。</p> <p>(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)</p> <p>第8条 法第30条の報告は、<u>覚せい剤施用機関（研究者）の施用（使用）数量等報告書</u>（様式第8号）により行わなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p><u>覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）業務廃止届</u></p> <p>覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の業務を廃止したので、<u>覚せい剤取締法</u>第9条第2項（第3項、第30条の4第1項）の規定により指定証を添えて届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>覚醒剤取締法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務の廃止の届出)</p> <p>第2条 法第9条第2項若しくは第3項又は第30条の4第1項の届出は、<u>覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）業務廃止届</u>（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p>(事故の届出)</p> <p>第6条 法第23条又は第30条の14第1項の届出は、<u>覚醒剤（原料）事故届</u>（様式第5号）により行わなければならない。</p> <p>(指定の失効に伴う報告)</p> <p>第7条 法第24条第1項又は第30条の15第1項の報告は、<u>指定失効等に伴う覚醒剤（原料）所有数量報告書</u>（様式第6号）により行わなければならない。</p> <p>2 法第24条第2項又は第30条の15第2項の報告は、<u>指定失効等に伴う覚醒剤（原料）譲渡報告書</u>（様式第7号）により行わなければならない。</p> <p>(覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告)</p> <p>第8条 法第30条の報告は、<u>覚醒剤施用機関（研究者）の施用（使用）数量等報告書</u>（様式第8号）により行わなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p><u>覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）業務廃止届</u></p> <p>覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の業務を廃止したので、<u>覚醒剤取締法</u>第9条第2項（第3項、第30条の4第1項）の規定により指定証を添えて届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p>

覚せい剤取締法（第30条の5において準用する同法）第10条第1項（第11条第2項）の規定により、覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の指定証を返納します。

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

覚せい剤取締法（第30条の5において準用する同法）第11条第1項の規定により、覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の指定証の再交付を申請します。

[略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

覚せい剤取締法（第30条の5において準用する同法）第12条第2項（第3項）の規定により、覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

[略]

様式第5号（第6条関係）

覚せい剤（原料）事故届

覚せい剤取締法第23条（第30条の14）の規定により、下記のとおり事故を届けます。

[略]

様式第6号（第7条関係）

指定失効等に伴う覚せい剤（原料）所有数量報告書

指定失効等に伴う覚せい剤（原料）の所有数量について、覚せい剤取締法第24条第1項（第30条の15第1項）の規定により報告します。

[略]

様式第7号（第7条関係）

指定失効等に伴う覚せい剤（原料）譲渡報告書

指定失効等に伴う覚せい剤（原料）の譲渡について、覚せい剤取締法第24条第2項（第30条の15第2項）の規定により報告します。

[略]

様式第8号（第8条関係）

覚せい剤施用機関（研究者）の施用（使用）数量等報告書

覚せい剤取締法第30条の規定により、下記のとおり報告します。

[略]

覚醒剤取締法（第30条の5において準用する同法）第10条第1項（第11条第2項）の規定により、覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の指定証を返納します。

[略]

様式第3号（第4条関係）

[略]

覚醒剤取締法（第30条の5において準用する同法）第11条第1項の規定により、覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の指定証の再交付を申請します。

[略]

様式第4号（第5条関係）

[略]

覚醒剤取締法（第30条の5において準用する同法）第12条第2項（第3項）の規定により、覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

[略]

様式第5号（第6条関係）

覚醒剤（原料）事故届

覚醒剤取締法第23条（第30条の14第1項）の規定により、下記のとおり事故を届けます。

[略]

様式第6号（第7条関係）

指定失効等に伴う覚醒剤（原料）所有数量報告書

指定失効等に伴う覚醒剤（原料）の所有数量について、覚醒剤取締法第24条第1項（第30条の15第1項）の規定により報告します。

[略]

様式第7号（第7条関係）

指定失効等に伴う覚醒剤（原料）譲渡報告書

指定失効等に伴う覚醒剤（原料）の譲渡について、覚醒剤取締法第24条第2項（第30条の15第2項）の規定により報告します。

[略]

様式第8号（第8条関係）

覚醒剤施用機関（研究者）の施用（使用）数量等報告書

覚醒剤取締法第30条の規定により、下記のとおり報告します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の覚醒剤取締法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等について適用し、同日前に提出した届等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の覚せい剤取締法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。